

ID: 396

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	運営費助成金の交付決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所運営費助成金交付規則 第5条		
例 規 番 号	昭和51年規則第43号		
【根拠条文】 (助成金の交付決定) 第5条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があつたときは、審査のうえ、施設長に対し交付決定の通知をする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日